

H28.10.9 毎日新聞朝刊記事

並びに

H28.10.12 読売新聞夕刊記事について

1 療養費にかかる毎日新聞記事への見解

毎日新聞朝刊（H28.10.9）社会面に掲載の療養費記事は、以下 2 点について見過ごし難い内容であり、公的保険制度である柔道整復療養費の適正な社会的判断を揺るがすものです。

(1) 記事での「カルテ」「診療報酬明細書」は、柔道整復療養費では使用されず、正確には「施術録」「柔道整復施術療養費支給申請書」であります。

(2) 記事での「・・・全国健康保険協会（協会けんぽ）などがつくる審査機関「柔道整復審査会」との表記には、公的な審査会である「柔道整復審査会」の構成が、保険者のみである、との誤解を招く可能性があると思われませんが、今後、「柔整審査会」の権限強化については、「工程表」にて、厚生労働省、日整、保険者で、的確な「工程表」内容を作成することとなっていますので、ご安心ください。

2 療養費不正対策の強化にかかる読売新聞記事への見解

読売新聞夕刊（28.10.12）社会面に掲載の「柔道整復師 療養費不正 対策を強化」の記事は、昨年 11 月からの療養費不正・詐欺事件への対応として、去る H28.8.30 に厚生労働省が公表した、今後の「柔道整復療養費検討専門委員会」報告書についての記事です。

この記事は、日本柔道整復師会の柔整療養費の適正化という課題対応に則った内容で、今後、この適正化を具体的に実施するための「工程表」について、鋭意努力して参りますので、ご安心下さい。

平成 28 年 10 月 12 日

公益社団法人 日本柔道整復師会

会長 工藤鉄男

記事（出典：毎日新聞 HP H28.10.9 7:30）

厚労省 18年度からのスタートを目指す

厚生労働省は、柔道整復師（柔整師）の施術に公的医療保険を適用する療養費制度について、不正請求対策を強化する方針を固めた。不正の疑われるケースは接骨院などにカルテなど関連資料の提出を義務付ける。柔整師の急増に伴う接骨院の過当競争で療養費の不正請求が横行しており、厚労省は近く都道府県など関係機関に通知。来年度から開始する。

厚生労働省は、柔道整復師（柔整師）の施術に公的医療保険を適用する療養費制度について、不正請求対策を強化する方針を固めた。不正の疑われるケースは接骨院などにカルテなど関連資料の提出を義務付ける。柔整師の急増に伴う接骨院の過当競争で療養費の不正請求が横行しており、厚労省は近く都道府県など関係機関に通知。来年度から開始する。

柔整師は厚労省が認定する国家資格で、接骨院などで施術する。医療行為はできないが、骨折や脱臼などの施術に対して支払われる療養費は公的医療保険が適用され、利用者は原則3割の自己負担で受けられる。14年度は医療保険から約3800億円が支払われた。

柔整師は毎年5000人前後が合格し、14年時点で約6万4000人が就業。接骨院などの施術所も約4万5000カ所に上り、1994年の約2万カ所から急増し、過当競争を招いている。その結果、肩や腰など部分を次々と変えて施術し、マッサージ代わりの利用が疑われる「部位転がし」と呼ばれる不正な請求や、白紙の申請書を悪用した架空請求が後を絶たない。

厚労省はこうした不正請求に早期に対応できるよう、全国健康保険協会（協会けんぽ）などがつくる審査機関「柔道整復審査会」が、「部位転がし」など不正請求が疑われる施術所の診療報酬明細書（レセプト）を抽出して調査し、資料提出や説明を求めることを可能にする。

架空請求対策としては、施術所に領収書の発行履歴や、通院歴の分かる来院簿やカルテなどの提示を求めることができるようにもする。

療養費を巡っては、昨年11月には暴力団組員や接骨院経営者らが架空請求し、療養費を1億円近く詐取したとみられる事件が発生するなど、不正請求対策の強化が課題となっていた。【阿部亮介】

柔道整復師

療養費不正 対策を強化

部位替え請求 重点審査

整形外科などの柔道整復師(柔整師)による療養費の不正請求が相次いでいることを受けて、厚生労働省は、再発防止に向けた対策を強化する方針を固めた。「部位替え」と呼ばれる新たな不正の手法を重点的に審査することや、保険請求できる柔整師(施術管理者)の要件の厳格化などが柱だ。ただ、健康保険組合などが求めた本格的な対策は見送られ、早くも実効性に疑問の声も上がっている。

健保側は「具体策不足」

「具体的な不正防止策が、柔整療養費を不正受給しなく、非常に不満だ」。健た疑いで逮捕された事件なく、保組合連合会の白川修二副会長は先月の記者会見で、同省の検討会がまとめた基本方針案について、こう語気を強めた。

昨年11月に暴力団組長ら

検討会では、同じ患者に

- 検討会の基本方針のポイント
- ▽新たな不正の手法である「部位替え」を重点審査
- ▽柔整審査会の施術所に対する調査権限を強化
- ▽指導・監査にあたる地方厚生局の人員を増強
- ▽保険請求できる施術管理者について、3年以上の実務経験などを要件とする

●柔道整復師 日本古来の「ほねつぎ」の技術による治療法で、捻挫や骨折、脱臼など、慢性的肩こりなどは保険の対象外。3年制の養成施設や大学の専門課程を卒業後、国家試験に合格すれば、免許が取得できる。

ついては後を絶たない。検討会でも不正請求する「部位替え」が近年横行し、目立たないよう少額の請求が繰り返されてきている現状を、同省が報告。対策として、部位替えの疑いが強い請求を抽出して重点審査を行うほか、審査にあたる柔整審査会の施術所に対する調査権限の強化や、指導・監査を行う地方厚生局の人員増強が盛り込まれた。

さらに保険請求できる施術管理者について、3年以上の実務経験などを要件とすることも提言された。関係者によると、養成校を卒業後すぐに施術管理者に任用され、知らない間に不正請求の一端を担われるケースがあったためという。

保険者側は検討会で、全ての保険申請書に負傷原因を記入することや、保険請求の回数制限などを求めたが、柔整師団体は慎重な姿勢を崩さず、「今後の検討課題」とことまかった。

柔整療養費については、これまでも領収書発行の義務化などの適正化策が打ち出されてきたが、不正請求

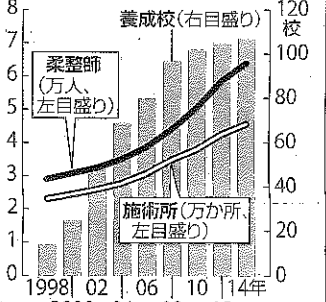
しい」と注文を付けた。厚生労働省は基本方針を踏まえ、着実な実行に向けて具体的な工程表づくりを行う。

後絶たぬ不正

柔整師急増背景

厚生省によると、2014年度までの5年間で、不正請求などで施術管理者の資格を取り消された柔整師は148人で、返納された療養費は約5億7000万円に上る。不正請求が後を絶たない背景として、柔整

●柔道整復師と施術所、養成校の推移



柔整師の競争が激化し、従来の徒弟制度による育成システムも崩壊したとされる。こうした状況を受け、厚生省は昨年12月、療養費

師の急増がある。1998年当時、約2万9000人だった柔整師は、2014年には約6万4000人と倍増。施術所も約2万3000か所から約4万5500か所に増えた。転機は1998年。国が柔整師の養成校の新設を認めないのは違法とする福岡地裁判決だった。当時14校(定員計1050人)だった養成校は急増し、今年4月には109校(同約8600人)と8倍になった。

検討会の委員を務めた榎本修和・帝京平成大教授(柔道整復学)は、「柔整師の質の低下が懸念されており、教育の質の向上が急務だ。柔整師の職業倫理と専門性を高めることが、柔整師の選別と不正の防止につながる」と指摘する。

外貨衣裳
0120-259-074